



解明!

犯罪対策

～社会安全政策入門～

第1回

便利は危険

～なぜ犯罪は変化するのか

警察大学校警察政策研究センター所長 田中法昌

「あるところに良い王様がいました。山の向こうの村の人たちが町に出て来るのに大変苦勞しているのを知って、トンネルを作ってあげました。喜んだ村人がお祝いをしている隙に、トンネルを通して来た泥棒が村の財宝をすべて盗んでいきました」

高速道路・国際空港の整備とインターネット・携帯・コンビニ・ファミレスなどの発達で、私たちの生活はますます便利になりました。でも、犯罪に遭う危険性はかえって増したのではないのでしょうか？

社会の変化に応じて、犯罪の質も量も変化していきます。安全と豊かさを両立させるために、いかに犯罪を少なく、犯罪の被害を小さくするか。これを考えるのが「社会安全政策」です。

1 犯罪とは何か

(1) 三つの要素が犯罪を作る

警察官は何をする職業だと思いますか？「犯罪を検挙する」「交通事故を防止する」「少年犯罪を減らす」などいろいろな仕事がありますね。

でも、共通しているのは、「犯罪」を対象としているということです。では、犯罪とは何でしょうか。「殺人」、「窃盗」などが代表的なものでしょう。「ひき逃げ」、「コンピュータへの不正アクセス」、「インサイダー取引」などもそうです。

さまざまな種類の犯罪を一般的に定義するとすれば、「法律や条例によって禁止され、罰則の対象となっている行為」ということになるのでしょうか。そして、警察官は、この「犯罪」があると考えたときは捜査することが義務付けられた職業なのです（刑事訴訟法第189条）。

ここまではみなさんよく承知していることですね。では、次のような場合はどうでしょうか。

あなたが夜、パトロールをしていたら、ある飲食店内からモノの割れる音と怒号が聞こえました。中に入ると、コップが割れ、男が頬を押さえています。飲み友達が些細な言葉の行き違いから、コップを投げつけ、頬をたたいたようです。人に向かって物を投げつけたなら「暴行罪」、人を殴ってけがをさせたなら「傷害罪」、いずれも軽い犯罪ではありません。ところが、2人は、「酔っていることもあり、つい、手が出てしまったけど、友達なんだから警察沙汰にするつもりはない」と口をそろえ、店の人も「常連でよく知っている人たちです。注意しておきますからここは穏便にお願いできませんか」と言います。あなたならどう対応しますか。

このような場合には、一応名前などを聞きおき、嚴重注意をしてその場を立ち去るのが通常の対応で、社会常識にも合うといえましょう。

この場合に対応すべき犯罪はなかったのでしょうか。客観的な事実としては、犯罪行為があったことは否定できないでしょう。なぜこの場合、犯罪捜査義務のある警察官が捜査をしないのか。そして、なぜそれが社会的に許されるのでしょうか。

こう質問することもできます。一方の者が、「こいつに殴られた。捕まえてくれ」と言ったとすれば、どうか。当然、犯罪として捜査することになりますね。

つまり、社会がある行為を犯罪としてとらえ、警察官に捜査を期待するかどうかは、単に犯罪の構成要件に合致する事実があったかどうかということのみによって決まるのではない。被害者がどう考えたか（処罰意識）が、犯罪かどうかの判断に大きな影響を与えるのです。

では、さらに、上の場合に以下のような状況があったらどうでしょうか。

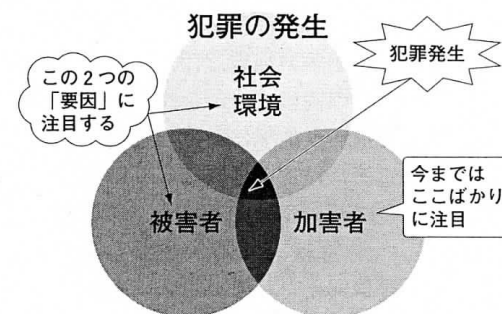
その店の所在する地域では、暴力団員などが日常的に活動し、けんかやひったくりなどが横行しているばかりでなく、路上で客引き行為も行われ、覚せい剤の売買や売春行為の風評も絶えない。

このように、その地域の環境が極めて悪化しているような場合には、「違法行為は看過しない」ことが大事です。その事件の当事者がどう考えているかで判断するのではなく、その地域の社会環境に着目し、周囲の住民などの潜在的被害に注目して、些細に見える事案でも犯罪ととらえて検挙することにより、

その地域の安心、安全を確保することが必要になるのです。

このように考えると、ある行為を捜査すべき「犯罪」ととらえるかどうかの判断には、加害行為だけでなく、被害者の認識、社会環境への影響をも考慮すべきだということになります。

この「加害者」「被害者」「社会環境」こそが、犯罪を構成する3つの要素なのです。



図

(2) なぜ犯罪は変化するのか

図を見てください。犯罪が起こるのは、加害者と被害者がいる環境の中で出会うときです。したがって、この3つの要因のいずれかが変化するとその犯罪も変化するのです。問題は、どのような変化を起こせば犯罪の減少に効果があるかです。

これまでの我が国の犯罪関連の学者の中には、犯罪を犯人側からのみ考えて原因を追及し、犯人を追及する犯罪捜査を「権力と容疑者の対立」ととらえたうえで、容疑者等への捜査官による人権侵害を防止することに存在意義を感じる者が多かったように思われます。この考え方では、犯罪対策も「犯罪者対策」に限定されることになってしまいますが、実は欧米では、そのような対策には大きな効果が望めないことが早くから認識されていたのです。犯罪を加害者、被害者、社会環境の3つの要因からなるものととらえ、その量的・質的な統制をそれぞれの面から探求することこそ、真に効果的な犯罪対策だといえましょう。

犯罪発生の原因である3つの要素が変化すると犯罪も変化するといいましたが、特に最近のように社会環境が急速に変動した場合は、犯罪の質・量が急激に変化してしまいます。平成に入って犯罪の認知数が急増したのはなぜかという疑問に答えるためにも、その変化の実態をみてみましょう。

2 平成の犯罪爆発とその分析

昭和の終わりの頃に私は兵庫県芦屋市で警察署長を務めていました。芦屋市は、関西の高級住宅地として知られ、お金持ちの大邸宅のある地域です。ところが、人口比でみた犯罪発生件数では、県下の市で2番目に高い率となっていたのです。これはなぜか。簡単なことです。犯罪者、特に泥棒の対象となるものが豊富だからです。犯罪者が住んでいないから犯罪が起これないというわけではありません。むしろ、お金持ち（潜在的犯罪被害者）が多ければ犯罪は多発します。また、大規模な住宅が多い地域では、相互に協力して犯罪を予防する意識も低く、わずか1年余りの間に本格的な誘拐事件が2件も発生したにもかかわらず、防犯協会の支部は駅前地域にあるだけで、肝心の高級住宅地域には皆無であるなど、犯罪者に都合の良い環境だったのです。

犯罪の発生には、「被害者」と「環境」という2つの要因が大きな影響を与えることが分かりますね。

その約10年後、福井県の警務部長をしていた頃、開通した高速道路を使って広域的な侵入盗が多発したのですが、そのほとんどが未検挙に終わってしまいました。「環境」の変化による犯罪の変化に警察力が対応できていなかったのです。

このように、社会環境が変化すると犯罪も変化することを理解していた私にとっても、平成16年春からの約2年間、山梨県警察本部長を務めた時期に経験した犯罪の様相には驚かされました。

山梨県は、東京都や神奈川県に隣接しているとはいえ、大都市もなく、落ち着いた静かな県です。凶悪犯罪などはあまり起こらない土地柄でした。そんな県で、ひったくりや車上狙いなどの街頭犯罪が急増しているだけでなく、殺人・死体遺棄事件や強盗事件、爆弾暴発事件、来日外国人による凶悪犯罪、電話による詐欺事件などが頻発していたのです。

- 身元不明死体が4体発見されたが、そのうち3つは東京や横浜で殺害され、山梨県に捨てられたものだった。なお、1体についてはいまだに身元不明。
- 高速道路のインターに近い集落で、多額の現金を所持していた家が夜間強盗に遭う例が2件あった。なぜこの家が襲われたのか不思議に思っていたところ、暴力団の手引きによる来日中国人の犯行と判明した。
- 駐在所が放火された事件の犯人は、別件のひったくり事件で検挙された来日ブラジル人非行少年グループであった。
- 工場の給料を載せた現金輸送車強奪事件犯人は、最近来日してその工場

で働いたこともあるブラジル人青年であった。

- 急性覚せい剤中毒で死亡したのは、中国から覚せい剤を嚥下して持ち込んだアルジェリア人であった。
- マンションの一室で爆発事件を引き起こし、右手と右目を失ったのは、インターネットの爆弾製造マニュアルを見て爆薬製造中の日本人青年であった。
- 非番の警察幹部が自宅に帰ると、妻が「今電話があったけど、息子が交通事故を起こしたんだって！ すぐおカネを払わないと逮捕されるのよ」と興奮していた。

20年前の日本ではこのような事件はめったに起こりませんでした。10年前でも一部の都市部を除いてほとんどの県警ではこのような事件は少数であったはずです。なぜこのような凶悪な事件が、山梨県で多発したのでしょうか？

この疑問に答える前に、平成14年までの20年間の刑法犯認知件数の推移をみ

	昭和57 (1982) 年	平成4 (1992) 年	平成14 (2002) 年
① 総件数	1,528,779	1,742,366	2,853,739
② 犯罪率	1,289	1,400	2,240
③ 凶悪犯			
強盗	8,705 2,251	6,338 2,189	12,567 6,984
④ 粗暴犯			
傷害	53,350 25,202	36,630 18,854	76,573 36,324
⑤ 窃盗犯	1,313,901	1,525,863	2,377,488
ア 侵入盗	302,161	233,690	338,294
イ 乗り物盗	464,694	713,823	775,435
・自動車盗	33,462	34,740	62,673
・オートバイ盗	161,002	245,628	198,642
・自転車盗	270,230	433,455	514,120
ウ 非侵入盗	547,046	578,350	1,263,759
・ひったくり	5,338	14,191	52,919
・車上狙い	153,554	212,955	443,298
・自販機荒らし	25,382	50,134	174,718
・万引き	122,274	66,852	140,002
⑥ 占有離脱物横領	25,819	55,997	71,782
⑦ 器物損壊	11,931	30,966	196,018
⑧ 強制わいせつ	2,645	3,505	9,476

表

て、犯罪の変化をみてみましょう（表参照）。

基本的には20年間犯罪は増加傾向にあったといえますが、特に平成4年から14年にかけて急増しています。その内容をみると、大部分が、乗物盗・自販機荒らし・車上狙い・万引き・ひったくりなどの非侵入盗であって、街頭での犯罪が大半であることがわかります。比較的被害が軽微な犯罪が激増したのです。一方で、それまで増加していなかった強盗、傷害、侵入盗などの国民に不安感を与える凶悪・悪質な事件も急増したことがわかります。

ところで、「重要凶悪事件」というと何を思い浮かべますか。警察統計では、殺人、強盗、強姦、放火だと定義していますね。でも、自宅に突然侵入され金を奪われる「侵入盗」は十分「凶悪」な犯罪ではないのでしょうか。住居の平穏を害する犯罪である侵入盗の増加により、この時期、国民の「安全安心」への信頼が揺らいだのも当然だといえましょう。

これが、平成の犯罪爆発といわれる現象なのです。では、なぜこのような犯罪の量、質の大変動が起こったのでしょうか？

これまで述べたことでおわかりですね。社会の変化がその主たる原因なのです。具体的にいえば、冒頭の挿話が示すように産業化・情報化の進展により急速に社会が便利になったことです。また、環境・被害者側からの犯罪予防の主体であった地域コミュニティが弱体化したことも大きく影響しました。

これについては、次号で詳しく説明します。

〈参考図書〉

社会安全政策については、田村正博「社会安全政策論の今日的意義」警察学論集第59巻5号が代表的論考。犯罪の変化に関しては、筆者による「犯罪情勢の変化とその原因」警察学論集第59巻11号が詳しい。刑法理論だけでなく警察実務にも精通している前田雅英首都大学東京教授の「日本の治安は再生できるか」ちくま新書も、我が国の犯罪の変化と対策の概要を知る上で必読。

略歴 田中法昌（たなか・のりまさ）

昭和55年警察庁入庁。兵庫県芦屋警察署長、福井県警警務部長、広島県警警務部長、山梨県警察本部長、内閣審議官（治安担当）、警察庁セキュリティシステム対策室長、同銃器対策課長等を歴任後、平成18年から2年間、慶應義塾大学総合政策学部教授（有期）として社会安全政策を担当。